

石川県文化財保護審議会の審議結果について

1 令和5年12月18日（月）午後3時から開催された「石川県文化財保護審議会（会長 宮下 孝晴）」において、石川県教育委員会から諮問された次の案件について、「保存する価値を有すると認め、石川県指定文化財に指定することが適当である。」旨の答申があった。

- ・有形民俗文化財「あわがさきはちまんじんじゃほうのうふな え ま栗崎八幡神社奉納船絵馬」
- ・有形民俗文化財「つるぎはちまんじんじゃほうのうふな え ま劔地八幡神社奉納船絵馬」

2 今回の答申案件については、今後開催される石川県教育委員会会議に付議され、議決が得られれば、県公報で告示し、正式に県指定文化財となる。

3 今回の答申案件を加えると、県指定民俗文化財は25件となり、県指定文化財の総数は355件となる。

あわがさきはちまんじんじゃほうのうふな え ま
栗崎八幡神社奉納船絵馬

- 1 種 別 有形民俗文化財
- 2 員 数 14点
- 3 所在地 金沢市栗崎町へ49（栗崎八幡神社）
- 4 所有者 宗教法人栗崎八幡神社
- 5 年 代 江戸時代～明治時代

6 概 要

金沢市の北部、河北潟と日本海を結ぶ大野川の右岸河口近くから海浜部にかけて位置する栗崎地区は、江戸時代に豪商の木谷藤右衛門を輩出する等、海運との関係が深い地域であり、鎮守である栗崎八幡神社には船絵馬14点等が奉納され、大切に保管されている。

船絵馬は、船主や船頭等が、航海の安全を祈願ないし感謝し、あるいは船の新造を祝し、ゆかりの寺社に奉納したものである。その絵柄は西廻り航路を往来した商船、いわゆる北前船1艘の帆走する姿を側面から描いたものを主体とする。

栗崎八幡神社の船絵馬は、文化8（1811）年から明治9（1876）年にかけての年代が記されており、江戸時代後半から明治時代前半にかけて奉納されている。奉納者は14点のうち長大な3点を含む7点が木谷家であり、往時の繁栄を物語る。製作者は11点が判明しており、その多くは北前船が出航・帰港する大坂の絵師である。絵柄は前述の他、船を正面から描いたものや、数艘の船を描いたものもある。船の喫水線や装備の書き分けによる積荷の状況の表現等は精緻であり、栗崎の一带の風景を活動する人物等も含めた描写は風俗画としても注目に値する。

これらの奉納船絵馬は、県下の海運と関わりが深い地域の特色をよく示している。特にその信仰・習俗を理解する上で欠くことができない資料として貴重であり、有形民俗文化財に指定し、その保存を図るものである。

栗崎八幡神社奉納船絵馬



栗崎七ツ山背景（文化14(1817)年）



万徳丸（文化8(1811)年）

つるぎじはちまんじんじゃほうのうふな え ま
劔地八幡神社奉納船絵馬

- 1 種 別 有形民俗文化財
- 2 員 数 42点
- 3 所 在 地 輪島市門前町劔地レ136（劔地八幡神社）
- 4 所 有 者 宗教法人劔地八幡神社及び劔地区
- 5 年 代 江戸時代～明治時代

6 概 要

輪島市の南西端の海岸沿いに位置する劔地地区は、江戸時代後半から明治時代中頃にかけて西廻り航路を往来した商船、いわゆる北前船に携わった人が多く居住し、鎮守である劔地八幡神社には往時の船主や船頭等が、航海の安全を祈願ないし感謝し、あるいは船の新造の祝い等の折々に奉納した船絵馬42点が伝わっている。

船絵馬は文化9（1812）年から明治16（1883）年までの年代が記されており、江戸時代後半から明治時代前半にかけて連綿と奉納されている。奉納は地元船主によるものと思料され、劔地の西屋、中嶋屋、中屋といった家名は史料にも見られる。製作者は判明しているものでは北前船が出航・帰港した大坂の絵師である。絵柄は北前船1艘の帆走する姿を側面から描いたものを主体とする他、数艘の船の図や難船図がある。

視点を広げて見ると、能登には海岸沿いに多くの集落が営まれ、地区の寺社に海運に関わる奉納物等を残す事例は多いが、劔地八幡神社奉納船絵馬はそれらと比較して点数が多く、長期間の連綿とした奉納が突出しており、特に重要である。

これらの奉納船絵馬は、県下の海運と関わりが深い地域の特色をよく示している。特にその信仰・習俗を理解する上で欠くことができない資料として貴重であり、有形民俗文化財に指定し、その保存を図るものである。

馬繪船納奉神社八幡地劔



長福丸・長徳丸（天保12(1841)年）



難船図（年不明）